

## 令和5年度 第1回 静岡市屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 令和5年9月13日(水) 13時30分～15時30分
- 2 場 所 駿河区役所 大会議室2
- 3 出席者 (委員) (○:会長)  
○小林 善徳、大久保 あかね、松永 秀昭、池田 文信、浅場 由美子、  
大畑 しのぶ、深澤 陽子、切岩 輝男 (敬称略、名簿記載の順)  
(事務局)  
中川建築総務課長、服部係長、北川主任技師、杉田技師
- 4 欠席者 2名 (委員) 寒竹 伸一、松井 晴司
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議事項 デジタルサイネージの取り扱いについて
- 7 会議内容
  - \* 委員の紹介
  - \* 配布資料の確認
  - \* 建築総務課長開会挨拶
  - \* 事務局職員の紹介
  - \* 出席者8名/10名 条例施行規則第28条第2項の規定により、会議成立
  - \* 会長挨拶
  - \* 議事録署名人の選出 松永委員を選出

### **【審議事項】第1種特別規制地域におけるデジタルサイネージの設置について** **第2種特別規制地域におけるデジタルサイネージの設置について**

#### 事務局

第1種特別規制地域におけるデジタルサイネージの設置について説明資料に基づき説明。

#### 池田委員

条例の根拠としては、条例第6条第5項ということであるが、県が掲出するので、公共性が高いものであれば、条例第6条第1項第2号が該当するのではないかと思う。

#### 事務局

当初、お店の個別の情報含めてご相談をいただいたおり、今後、観光客の増加に伴って、来訪者に合わせた情報も考えているということだったので、今委員がおっしゃった条例第6条第1項第2項で考えていましたが、県が直接の事業としてやるのではなく、静岡市、静岡県の周辺観光地を紹介するというので、第6条第5項の公衆の利便性の向上の方が該当していると考えている。

#### 池田委員

県が掲出するものについて、自家広告となる概念があるか。

#### 事務局

市あるいは県が掲出するものは、例えば「コロナワクチン等」公共性が高いものであれば自家広告となるが、観光情報のような拡張性があるものについては第6条5項が該当していると考えている。

#### 池田委員

今回、条例第6条第5項に該当するということは、条例の施行規則の別表の適用は受けないのか。

#### 事務局

施行規則の別表の最後にあります「3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物、…」を適用させている。

#### 切岩委員

池田委員と同様に条例第6条第1項第2号に該当させるのが一番いいのではないかと。管轄は、例えばスポンサーを取って民間がするのか。

#### 事務局

最初は、地域を守るためのまちづくりマネジメントで、広告物の収入をその活動に充てようと考えていましたが、現時点では、県がスポンサー料をとる必要がなく、県発注委託業務において全部県費で賄えると伺っている。私どもが考えているデジタルサイネージの一般広告というものが、やはり行政だけの情報であれば、問題はないけれども、それに関して、県のサイネージだから全部いいよ、市のサイネージだから全部いいよというわけにはいかないため、その考え方を民間に当てはめたときでも、公平公正でなければならぬと考えている。全てを同じ土俵上で並べて検討し、今回、公衆の利便性の向上ということを考えている。

#### 小林委員

この件については、審議会開催前に何度か相談を受けており、最初のときには、第6条第9項でというような話もあった。しかし、都市再生法の推進法人を指定するのは都市局の都市計画課であって、我々のこの審議会で指定できるわけでもないし、デジタルサイネージの管理をするのは、県から委託を受けた日本平ホテルや静岡鉄道さんであり、デジタルサイネージの中に一般広告物になるようなものも掲出したいという話もあったので、それでは第1種特別規制地域の中では厳しいというような話をさせてもらって、事務局と県の方といろいろ調整してもらい、今これぐらいのところに落ち着いていて、第6条第5項の方でというような話になっている。

#### 松永委員

コンテンツの中にある災害情報は、市や県が発するものだと思うので、条例第6条第1項第2号と第6条第5項の二つの根拠にしてもいいのではないかと。

この条例自体が平成15年ということでおそらくその当時はデジタルサイネージという概念はなかったと思う。そういったことでこのデジタルサイネージについては、市の方針

で扱うということで、現条例と施行規則で規制するっていうことになっているが、別途定めた方がいいのではと思う。

今回はコンテンツの内容についての審議ですが、音や光は発しないということによろしいか。

#### 事務局

整理して話をさせていただきますが、さいたま市が全国に先駆けて規制導入され、規制を始めており、サイネージ発光面で、3000カンデラとしている。光の単位でカンデラとルクス、ルーメンがありますが、全体の中の受光面、光を受ける面がルクスである。その間がルーメンで、どう規制値でどういうふうに規制していけば距離と光の関係ってというのがものすごく焦点になる事案だと思っていますので、さいたま市が採用している画面を発光体としての基準としているものですから、見る人は、影の光源の位置が離れているのにものすごく規制が強かったりするということが十分考えられる。人間の睡眠中に光がバタバタ点滅すると睡眠障害となる可能性があり、昼間、あるいは夕方のデザインがパカパカするのは、交通障害や業務への影響があり、ストロボ現象を規制することが適切になる。光と光環境、ルクス等の単位から、光を感じる環境として設定される面の関係が、調べていきましたが、その過程で色々な論文を読みましたが、その関係性が現時点で整理できていないという現状。規制をつくらない、ではなく、根拠をもってつけれないというのが正確な表現で、そのことをお伝えすべきだと思っている。今後、その内容について、他の自治体と協議しながら、進めていきたいと考えている。光の環境について、そこは深堀をさせていただきたく、ご理解をお願いしたい。あと、カンデラで規制をしてしまって、サイネージ、今はLEDになっていますけれども、その技術を阻むものであってはならない、そのアート性の障害になってはいけない、と考えている。規制と技術とアートの進化を考えながら慎重に対応したい。医学的なこと、その他調整をとらなければならないことが多くありすぎて、今のところ平面看板と同じように扱うしか、私どもとしては手立てがないという現状がある。それが先ほど述べた一般広告物として扱いたいという意図である。もう一つが光と音に関してですけれども、音は今のところ、県も次の議案でも、出すというふうには、協議をしていない。音は流れないという認識でお願いしたい。今後の規制ですが、コンテンツそのもので縛りをかけている自治体もあれば、光画面として規制をかけている自治体、景観の一部として規制をかけている自治体、全国的に大きく3種類ぐらいにわかれている。どの規制方法が適正で、どれをとるのか、先ほども言ったように、検証しなければならない、分析しなければならないが、検討要素が多いことで、どれが正解なのか、私どもとしても判断しかねる状態が、今のところの現状というのは伝えなければいけない。コンテンツを対象に考えれば、サイネージは今までの広告と異なり、サイズや内容が変えられる、機械は一つですが、そのコンテンツは多くの種類投影が可能で、固定看板が多く設置されるというようなイメージの扱いで考えていきたいと思う。コンテンツを単純に考えれば、複数の看板の確認になりますので、コンテンツの内容の具体的な提示については、当初の協議内容と審議会の意見に沿って制作いただきたいと思いますと考えている。コンテンツの審査内容は、一般広告と同じ扱いで判断すればいいと考えている。委員のご意見でコンテンツ規制を別途定めてはかがか、とあり

ましたが、コンテンツは複数の広告の集合体と考えられますので、一般広告と同様の扱いができるかと認識している。議案事項の説明の中で、コンテンツを全部審査するという内容もありましたが、他に何を示しているかという点、サブリミナル効果の悪用は絶対防止しますよという意味を含んでいる。コンテンツの途中で昔の画像を流すと、懐かしさを呼び覚ます現象ですが、選挙で禁止されている行為ですから、やはりそれは確認が必要だと考えている。

#### 切岩委員

コンテンツは、全画面に掲出するのか。コンテンツの表示制限は設けるのか。入替が簡単にできるため、チェックできないのではないかと。

#### 事務局

条件という形になるかもしれませんが、変更があった場合、変更申請が必要という決まりがあるので、コンテンツを入れ替え、あるいは長くする短くするものも含めて、全部変更で扱っていく。そうすることによって、コンテンツの当初の厳格さを維持することを広告主や広告業者さんの方に伝えていけると考えている。現実的に全部のコマを見るのは、不可能でしょうみたいな話がありましたけれども、可能だと思っている。

1秒間に30コマ、映画画質だと1秒間に24コマが標準。仮に30コマだとしても、当然、限界数がある。それが1時間、2時間続いたところで、無限にはならない。全部、1コマ1コマ、見させていただき、チェックをかけさせていただく予定でいる。今、思っているところというのは、今、提出されていないもので、これから採択され、いいですよってってから、動画が作られてきたと、自分の言葉に首を絞められるだろうなと思いつつ喋りますが、多くのコマ数が出てくることが予想される。それはストロボの禁止であるとか、一般的にテレビではいけないことを調べながら、少し参考にさせていただき、確認をさせていただく。監視ではありませんが、民間活動をもっと頻繁に、さらに大きくしていただきたい気持ちがありつつ、周辺の方には健康被害を絶対起こさせないという考えを持っておりますので、コンテンツ確認は確実にやっていく。

#### 松永委員

デジタルサイネージは自由に入替できるとなると、定期的に確認する方法はあるのか。

#### 事務局

2年毎に更新の手続きが必要となりますので、その際に確認することを考えている。相談件数はあっても、実際にここまで至っているのが、今、2件だけとなる。この件数であれば、確認作業も難しくないと考えている。これ以上に、急激に増えて、全部できると聞かれたときに、どこからかはできないということが起こってしまうのではないかと予想している。今回、比較的現実性の高い申請者で、次の議案を含め、確実な履行を広告主と広告業者さんに求めている。そこは確かに、おっしゃることもよくわかっていて、行政がサイネージを全部確認したらいいでしょう、ということはあると思いますが、確かにそ

の通りだとは思っていますけれど、静岡市の立場としてお話するならば、民間の力、活動というのは、信用することもありなのかなと思っている。

#### 深澤委員

この資料を初めて拝見したとき、日本平に遊びに来たインバウンドの方が、タッチパネルを操作して自分の欲しい情報にアクセスできるところがとても良いと感じた。知ってもらいたい情報や、インバウンドの方が自分からはアクセスできないような情報を掲載し、多言語表示されることに魅力を感じたためである。その一方で、日本平の夜景や自然環境を楽しみに来訪される方もいるため、どのくらいの時間サイネージが点灯しているのかや環境への影響、必要としていない情報が必要以上に入ってくることはないのか、ということが気になった。今回の広告物については、あえて屋外ではなく、屋内にあってよいのではないかと感じた。これからは民間活力をうまく活用していきたいという趣旨には賛同する。

#### 事務局

デジタルサイネージの相談相手に必ずお話することがあり、なんで屋内にしないか、必ず、協議している。屋内であれば、屋外広告物法の対象外になりますが、どうしても屋外というのは、屋外広告物規制がかかってしまう。なぜ建物内にして、屋内広告にしないのか、というのは問い合わせするようにしている。この日本平についても、同じような提案をさせていただいておりますが、やはり外に置きたいという強い意志があった。夢テラス内に作れば良いと思いましたが、ずっとそこで案内しているわけではないということでしたので、ご審議いただくことになった。なぜこの場所なのかということについて、県の方から資料をいただいた中で、誰が山頂からどこに行くのかという統計をアンケート取りまして、47%が久能山に向かう現状で、他の観光地、観光施設 20 数か所に、数%が並んでいるだけで、53%が散らばっている現状。やはり、散らばっている場所の情報掲出量が少ないが故に、東照宮だけに向かってしまうという現状があることが県の評価にある。そのため、屋内にはしたくない、誰でもアクセスできるようにしたいという経緯がある。

#### 大畑委員

日本平のサイネージはいいとは思いますが、実際 1m×1mの大きさの画面を「タッチ」などの表示がないと触る人がいないのではないかと。1 基しかないで 1 人しか触れないのでは。今はスマホを持っている人が多いので QR コードを読み込んで、欲しい情報を流して、その人が使いやすいように紹介した方がいいのでは。

#### 事務局

確かに今はスマホで QR コードを読み取って、情報をとるというような時代になってきているので、今この状態が、おそらく県の方もベストだとは思っていないと思う。その辺については今後の課題になろうかと思う。

#### 大久保委員

設置については大賛成ではあるが、審議をする立場からすると、なぜここに、どうしてここなのか、そこにやりたいという理由もやっぱり必要なのではないかと。できれば、設置イメー

ジのもう少し遠景が欲しい。日本平のあの環境の中でどんなポジショニングなのかということも審議する側としては欲しいなというふうに思う。デジタルサイネージのよさは、情報量が多いことと、コンテンツの入れ替えが比較的容易であること、インタラクティブでできるようになっていく可能性もあるので、どこまで市として対応しきれんのかというところが、もう必ず限界点が来ると思いますので、その準備を今回2件申請があったタイミングで始められるのがいいのかなと思う。近い将来、そんなに遠くない将来に、きっとデジタルがもっと簡単に進んでいくので、その辺りの準備が必要かなというふう思う。デジタルサイネージで光を発信してそれを携帯が読み取ってみたいなことを、通信の可能性としては検討しているというような論文も拝見したことがありますので、今の2次元コード以外の受信方法であったり、インタラクティブなやり方ってというのが発生していくのに、技術の方が簡単に進んでいく中で、市としてコンテンツを全部精査してみたいなことはなかなか大変だなと思う。

#### 事務局

やはりご自身で操作できるインタラクティブということが重要で、かつて、市が街中に設置したデジタルサイネージが、一部を除きすべて撤廃されたという歴史がある。設置すれば使ってもらえるのではなく、使ってもらえる使いたい情報を提供することに切り替えなければならぬということ認識している。その中で、おっしゃられたように、デジタルサイネージのサポート、この2件とも一般広告として反対すれば、門前払いみたいに扱える案件だと理解していますが、そうではなくて、民間活動の推進、それとそれを情報共有することが重要だと考えるに至っている。民間の存在というのを見たときに、やはり少しずつでもいいから、規制よりも緩和という考えを持っている。その中で、私どもが行う審査を、どう行っていくべきか考えていきたいと思っている。近い将来、当然AIだとか、チャットをどのように審査するのかということも、検討事項と認識している。

#### 池田委員

今回のコンテンツは、まだ全体像ができていなく、それができた時点で審議会ではなくて、事務局の方である程度コントロールしていくかたちなのか。

#### 事務局

どこまでデジタルサイネージを審査できる資料なのかも含めて、一応、審議会に必要な資料提供の精度を、将来的には考えていかないとはいけないと考えている。デジタルサイネージは、今後、全部デジタルサイネージに移行することではないと考えており、業者の中では最近デジタルサイネージ部門の業績が下がっているという情報も受けている。広告すべてがデジタルサイネージに移行しないということであれば、デジタルサイネージのレアなケースを敢えて、今、一般化する必要がないレベルと認識している。デジタルサイネージが増えてくれば、当然規制の対象を、先ほど緩和などと言っておきながら矛盾しておりますが、無秩序に増えることは止めたいと考えている。どういうふうに規制していこうか、また審議会の皆様からご意見をうかがいながら、ということで、当面は一步步です

けれども、近い将来デジタルサイネージはこういう取り扱いです、このように取り扱っていきますという内容で、屋外広告物条例の中で規制するということは、改めて皆様方の意見を伺いつつ条例改正を検討していく考えである。

#### 池田委員

今回、全体像がみえていない状態での審議になっているが、ある程度中身を全部作って、完成系をシミュレーションして、それが果たしていいか悪いか、判断させてもらうような流れを作ってもらった方がよいと思う。

#### 小林委員

今、池田委員のお話の中であったコンテンツの内容がはっきり決まってないというご意見、この審議会で話できるのかなと、私も事前相談を受けたときに、同じようなことを事務局に伝えた。まだ、事業者が決まっていなくて、事業者の提案によってコンテンツが変わるという話だったので、それでは、審議会にかけられない、何が出てくるかわからないのに、これでいいですかと審議会には諮れないという話をした中で、せめてこういうような方向性でこういうものを出しますというようなことぐらいを確定させてもらわないと、審議会に諮れないという話をさせてもらって、まだ十分ではないですけども、おおよそこういうものをコンテンツとして出していきますというところまで事務局に県の担当部局等の話をしてもらって、今日に至っている。今後の案件については、それこそコンテンツの内容がわからないままかけるということはないと思う。

#### 事務局

おっしゃられるように、我々も完成形を審議会で見なかったという想いである。この審議会で完成形をお見せできなかったことについて、裏にお金のことが絡んでおりまして、動画の制作費用は多額になることが想定されていて、2件とも事前に相談を受けていて、数百万単位、もしかしたら数千万円かかるという可能性もあるということ。今こういう時代になりましたが、制作現場では、人を動かさない、人が汗をかかない、危険を冒さないでは、制作が進まない。もう少し時代が進んでくれば、自動生成技術が普及し、安価なバージョンで、皆様方にご覧いただくこともできるのではと考えている。現状、相手の負担を考えたときに、ここで採択できるという前提であれば、制作させるということも考えなければならぬと思いますが、ここで採択されないことを考えなければならぬとなると、相手に対してマイナス、お金的には全部飛んでしまう話ですから、そこまで制作させられない事情がある。採択されない場合、公金で負担する、お金を出すわけにいかないのも、池田委員のご意見、当然だと思いますけれども、何とか仕様書レベル、画面イメージまでだったら作れるという内容で提出させていたでいる。完全に作り込んでしまってから、コンテンツ内容が駄目だよ、これは掲出不可ってなったときの負担が大き過ぎるというのが、隠れた現実であるものですから、ご理解いただきたい。

池田委員

私、所属が観光ですから、大賛成ではあるが、やるからには効果的なものを突き詰めてやってもらいたいと思う。

事務局

伝えます。

池田委員

景観計画の中に、いろんなゾーンがあって、その中の屋外広告物の方針にデジタルサイネージがあり、ここの部分は田園都市ゾーンになり、その中に周辺の夜間景観と調和を図りましょうっていうのがあるので、点灯時間をおさえた方がいいのではないかな。

事務局

確認しておく。

切岩委員

コンテンツの色彩について、景観計画の色彩に気をつける必要があるのではないかな。

事務局

市の公園、日本平を管理している所管と県の観光の方と協議してもらい、OKはもらっているって伺っている。

大久保委員

災害情報発信部分について、デジタルサイネージに一番必要とされるのは、災害時にスピーディーに情報が発信できるっていうところ、特に観光地は、その地域に不案内な方々、帰宅困難な方々が集まるところでもあるので、そこについて、市の方から、掲載する情報のルールを許可条件として設けるのも必要なのかなと思う。

事務局

今、防災情報がデモ画面で、サンプル画面しかいただいておりませんが、例えば、日本平山頂で、津波情報があって高台に逃げろ、と言われても、それ以上高い場所がないので、それで混乱してしまうことも考えられる。その場所で必要な情報をしっかり発信できるよう、県への意見提供を行い静岡市の危機管理の情報を、最終画面に表示できるよう情報統制ルールを含め調整している。

大畑委員

災害情報も無音なのか。

事務局

災害情報まで無音という話はしていない。確かに、皆さんの携帯で災害情報はアラート音が鳴るので、どういうふうに入れていけるかというのは大切なことだと思いますので、確認しておく。

小林委員

他にご意見はございませんか。では、本日欠席の委員からの意見があるようですので、事務局から皆様にお伝えください。



#### 事務局

本日欠席の寒竹委員より、日本平に設置のデジタルサイネージに関する議案事項については賛同します。との意見をいただいている。

本日欠席の松井委員より、点灯時間は決まっているか。夜はあまり人がいない場所になるので、いたずらされないように、周囲も含めて、例えば防犯カメラの設置を検討してほしい。設置パネルの落書きや器物損壊等犯罪を誘発しないように管理してほしい。との意見をいただいている。

#### 小林委員

では、これで1件目の質疑等を終了し、採決をしたいと思います。

その他意見・質疑なし。議案の質疑終了。

#### 《採決》

**「審議事項 第1種特別規制地域におけるデジタルサイネージの設置について」は、賛成多数により原案のとおり進めることで決定する。**

#### 事務局

第2種特別規制地域におけるデジタルサイネージの設置について説明資料に基づき説明。

#### 浅場委員

建築物を建てる時大規模建築物の届出があり、面積が大きい建物に対して、派手でないことと華やかな装飾をしないこと、あるいは地域に合ったまち作りがテーマになる。その主旨から、このIAIのデジタルサイネージにとっても違和感がある。実際問題、ここが特別規制地域になっているのは、東名高速道路が走っているからで、そこに目につくものを置かないでというような趣旨だと思う。そうすると、このデジタルサイネージはいいのかと思う。

#### 事務局

一部法令のことで恐縮ですが、広告物になると大規模建築物の規程から外れるという現実がある。この場所は、東名高速が近く、最初は目に入るから駄目だと伝えていた。伝えた後、清水警察から高速隊、生活安全課規制係と協議してもらい、警察の方からは問題ないという回答をもらっている。実は、その高速隊から、高速道路を走行しているところから建物までの距離があるので、事故が起きた場合、ドライバーの注意不足となるとのこと。また、市としては、担当によって対応が変わることは避けなければならないので、随時、サイネージに関しては警察への確認は怠らないようにしていく考えである。

#### 小林委員

規制地域がまたがっている敷地の場合、建築基準法上の用途地域と同じような考え方になるのか。設置場所の規制地域の規制が適用されるのか。

#### 事務局

屋外広告の場合、規制地域がまたがっている敷地においては、規制の厳しい方が敷地全体に適用されるため、IAIの設置場所の規制地域は第2種規制地域となる。

#### 小林委員

IAI は、エスパルスのオフィシャルサポーターであるし、日本平スタジアムのネーミングライツ権を持っているので、サッカーの試合結果だとか、動画を流されるのは困るのではないか。高速道路だけじゃなくて下には一般道路もあるので、サッカーの選手を見ていて、ぶつかっても困るのでは。そういう中で動画は流さないで、試合結果は、静止画で出す程度とは思っていますが、基本的にはエスパルスを応援していますよ、サポーターですよ、ということ止まりで、それ以上のものは流さないような話で聞いている。

#### 事務局

先ほどの案件とも絡んでいまして、内容的に変更があった場合には、必ずその都度変更の申請をしてください、審議会を開催します、と伝えてある。なので、試合結果 8 月 1 日に試合があったとしても、もしかしたらサイネージに写せるのが 12 月 1 日になるかもしれない。それでもいいかという話をした中で、IAI 側から、わかりました、そういうタイムリーな情報は、このサイネージには流さないという方向で、OK をいただいている。今、会長がおっしゃったエスパルスを応援していますという内容のもので、どちらかという企業自家広告になる、という考え方でいいと思う。今後も、同じ方向で考えていただければいいのではないかと考えている。また、試合結果の放映にあたって、プロスポーツ選手は、球団だけの契約に限らず、エージェントとの契約がある選手もいるため、肖像権だとか、その他道具類の著作権等、ものすごく複雑に管理されているので、そこも含めて、一般的に球団としてのエスパルスさんが流してもいいという内容のものでないと、放映できないことを伝えている。

#### 深澤委員、大畑委員

資料の中に、中学校からみた LED ビジョンというものがあつたが、かなり大きく見える。例えば子供たちが校庭で体育をしているときに、この画面がずっと動いていたりすると、授業に集中できないのではなかと気になった。また、周辺地域への情報提供とあるが、設置位置が高くて、周辺からは見えにくいのか。周辺の方への配慮について、どのようなことを検討されているのか。

#### 事務局

現実、自分たちがその場に赴いたわけではありませんが、現在、IAI の方と周辺の小中学校さんと授業への支障を協議いただいている。サイネージの相談があつた当初、最初の協議の内容は、地域自治会さんと地域活動で連携できないか、というオーダーをさせていただいた。地域の伝統や文化を守っていく活動の一環で、サイネージを活用するという内容だった。公衆の利便性の向上であるご紹介させていただきましたけれども、地域からの要望をしっかりと聞いていただいている。学校の授業への影響がないとは言いませんが、最小限に抑えていただく必要があり、学校側の利点は、学校行事に少しでも役立ててもらいたい、役に立つ情報を掲示いただき、活用いただきたいと考えている。

#### 池田委員

適用が第 6 条第 5 項の場合、大きさ等は壁面の基準が適用されないのか。

#### 事務局

壁面基準は適用している。

#### 大久保委員

壁面への LED ビジョンはもうついているか。自家広告は流れているのか。

#### 事務局

コンテンツは何も流しておらず、画面だけがついている状態。板をつけることの許可を出しておりますが、流す内容については、審議会に諮ることと条件をつけている。

#### 切岩委員

これは工作物物件か。

## 事務局

はい。工作物の確認申請は提出済。

## 切岩委員

全国のデジタルサイネージの例ですが、和歌山市や福島県の特別規制地域では、デジタルサイネージは設置不可となっている。神奈川県はプロジェクションマッピングも含めた見直しを行っていて改正予定である。このあたりは、夜間は真っ暗になるので、LED ビジョンが流れていたら、見てしまうのではないかと。また、住民に対しての光害が一番心配されるのでは。全部動画ではなく、動画は一部にして、文字情報にするなどしないと、光害の問題が起こってくるのではないかと。点灯時間は決まっているのか。静岡市の景観計画に配慮しているのか。

## 事務局

1号議案の中で少し触れたかと思いますが、大体3パターンぐらいの内容で規制が行われている。その3パターンの中で、今、切岩委員がおっしゃったのは、景観を優先的に考えている自治体で、景観法で規制している。全ての自治体が、同じではなくて、金沢市が先行、京都市でもやろうとしている景観法で規制する方法。明るさで規制しているのは、さいたま市あたりで、光の値、カンデラで規制している。他の方法では、コンテンツごと手数料を取って、設置を許可する自治体もある。今回、私どもが考えたことは、静岡市が求めている若い方向けに、Uターン情報を発信するという、IAIさんという企業が情報発信する機会が重要であるということ。静岡市内で人を雇う、これからの企業活動を続けていく中で、私どもは市民のために、規制するばかりでなく、企業のこれからの姿に対してもう少しサポートしていく必要があると考えている。そこで生まれてきたのが、IAIさんが作る以上、どれだけ地域に貢献できるかということだった。投影する内容の一つで、港まつりという地域文化、旧清水市ではものすごく思い入れがある祭りを、情報発信できる内容。実は自分自身旧静岡市出身で、清水庁舎に勤務するまでは知らない地域文化だった。サイネージで地域に発信する情報として、ニュースとは異なる内容、ニュースは事後報道になりますが、サイネージでは事前情報になるメリットがある。事前の情報発信は、何か他で提供されることも少ないと思っていて、このような内容をIAIさんが発案してきた。その内容では、当然、動く動画のスピードなども検証を加えていかなければならないんですけども、何%動かすと、どういう現象が起こるかわかっていない。先ほども述べましたが、どこにも書いてなくて、さすがに、今、その方法で規制するのは荒っぽいからやめましょうということに行きついている。この理屈だと、昨今コンプライアンスの厳しい中、さすがに条例化も無理だねってということに至り、今のところは、なるべく目を奪うというか、見ちゃうような情報は控えめにしながら、という方針。内容としては、地元が望んでいる情報、来訪された方々に有益な情報に限っており、第三者からは、ただ映っているだけみたいなきっかけがあると思いますが、企業側としてはそれが大事、今日訪問してくださる方にとっては貴重な情報であると考えている。私共としましては、一世代だけの視点ではなく、いろんな方の視点を入れながら、企業として静岡市に寄与する情報発信の結果が、こういうまとめり方をしてきたというふうにご理解いただきたい。サイネージの大きさに関しては、もっと小さくしなさい等、具体的な話はしなかった。IAIの石田社長が静岡市のためにできる最大限の支援であると捉え、この大きさに至ったと伝え聞いている。民間企業が、静岡市にどのように貢献できるか、どのように地域のために活かしていくのかということ試験的な取り組みではないかと考えている。取り組みの初期段階だということで、私ども認識しておりますので、健康被害があったときは、必ずコンテンツ投影を中止しなさいという条件を付けさせていただきながら、少し取り組みを進めさせていただければと考えている。冒頭の説明において、今の条例の中ではデジタルサイネージは、規制対象として明確に記載していないことをお話させていただきましたが、現時点で、できることを再確認し、運用をしながら、規制に向けての考え方を固めていく方向である。これが最終形で、全部これでいいということは考えていない。反面、規制地域でのデジタルサイネージ掲出が悪いという根拠もないことから、今のところは少し試し設置させる、その結果を注視するという考え。先にも述べたとおり、苦情があったときには中止しなさいという条件を付けたいと考えている。

#### 切岩委員

プロジェクションマッピングやドローン、ガラス面の内側からの広告物についてもデジタルサイネージと併せて規制を設け条例改正してほしい。

#### 事務局

確におっしゃる通りで、ガラスの内側で、何が写されても、建築物の内側に入っているため、屋外広告物にはならない。内側からガラス面越しでも規制できるよう、国の方に訴えかけている。ガラスの内側の規制がなぜ金沢で可能となったかということですが、景観法という観点で規制したからというのが答え。国は、別な法律で規制をかけて、掲出する面積、設置方法を検討してはどうかと言っていますが、金沢市に追随し、景観法で規制する動きは、他の自治体では確認できていない。金沢市で、残念ながら止まっているかなという印象。京都市さんは、四条通りを頑張って綺麗にしたのに、デジタルサイネージがバンバン入ってきて、元の木阿弥になりかねないと頑張って、これから規制をつくりたいという話を聞いている。別な情報としては、今年度名古屋市がデジタルサイネージのガイドラインつくる予定。冒頭中川から話があったように、静岡県安全点検ガイドラインを名古屋市さんに提供しながら、サイネージのガイドラインをちょっと見せてもらえないか、話をしてみたいと思っている。静岡県だけに厳しくなっている、静岡県だけが緩くなっているというのが、やはり不自然な状況だと思っていますので、少し隣県を見ながら進めていきたいと考えている。どのようにバランスを取りながら、静岡市にどれが向いているのか、検証と検討を行いながら、皆様方からもご意見をいただきたいと考えている。

#### 浅場委員

条例等を改正していく際は、コンテンツの管理ができるように定期報告のように報告させるのはどうか。

#### 事務局

現状の制度において、2年ごとに更新しなさいという制度がありますので、必ず2年ごとに報告させることは間違いなく行えることだと理解している。テレビだったらテレビ審査会で、映画だったら映倫、ビデオだったらビデ倫があり、コンテンツの統制が行われている。デジタルサイネージは、ネットワークに繋がってれば、どんなコンテンツでも投影することができ、スマホからでも視聴可能となるため、倫理上危険な状態であると認識している。今の屋外広告物法は、昔の貼紙、他人を誹謗中傷するような紙を規制するために施行された古い法律で、現代のコンテンツを制限しなければならないという状況は理解している。すぐに世界と繋がってしまう時代では、安心できる法律ではない。しかし、全てを規制する、取り締まるというのは、行き過ぎだとも考えていて、一つ一つ、確認していくことでサイネージを運用したいと考えている。

#### 松永委員

地域貢献の中で自治会や学校と連携していくとあったが、緊急速報などの災害情報を流す場合、市の危機管理総室と連携して情報を流していくとよいのではないかと。

#### 事務局

そのように伝えます。

#### 小林委員

他にご意見はございませんか。では、本日欠席の委員からの意見があるようですので、事務局から皆様にお伝えください。

#### 事務局

本日欠席の寒竹委員より、IAIの議案事項に賛同します。と意見をいただいている。

本日欠席の松井委員より、高速道路に近いので、数秒で画面が変わったり同じものがしばらく流れたりすることで、ドライバーへの影響があるので、事故等につながらないように配慮してほしい。と意見をいただいている。

小林委員

では、これで2件目の質疑等を終了し、採決をしたいと思います。

その他意見・質疑なし。議案の質疑終了。

《採決》

「審議事項 第2種特別規制地域におけるデジタルサイネージの設置について」は、賛成多数により原案のとおり進めることで決定する。

以上で、議事終了。

— 終了 —